

## 徳島県公安委員会告示第 8 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 19 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 17 日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

### 1 開催の日時及び場所

令和 4 年に開催する現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの許可を受けていない者であって、新たにクロスボウの所持許可を受けようとしているものに対して行う講習会（以下「講習会」という。）の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
6 月 28 日（火）午前 9 時	小松島警察署
9 月 6 日（火）午前 9 時	小松島警察署
12 月 6 日（火）午前 9 時	小松島警察署

### 2 受講手続

#### (1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前 8 時 30 分から午前 9 時までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

#### (2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 20 条に規定する講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）を貼り付けること。

#### (3) 手数料

講習会の手数料として、次に掲げる金額に相当する徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

6,900 円

#### (4) その他

講習会の受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

### 3 講習

#### (1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

#### (2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3の2第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。